主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第一 当事者双方の申立

一原告ら

被告は原告らに対し、別表(一)の(6)欄記載の各金員及び右各金員に対する昭和四六年一〇月一三日以降完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え 訴訟費用は被告の負担とする

仮執行の宣言

二,被告

主文同旨

担保条件付仮執行免脱の宣言

第二 当事者双方の主張

ー 請求の原因

1 当事者

原告らば、いずれも前橋営林局管内の富岡営林署に別表(一)の(2)の雇用区分欄記載の作業員として勤務し、いずれも全林野労働組合前橋地方本部富岡分会に所属する組合員である。

2 減給処分

原告られては労働基準法(以下「労基法」という。)九一条の規定が適用されるところ、同条は、「京芸規則で、労働者に対して減給の制裁を定額が一段の場合の一日分の半額を超れて、総額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一を超えて、総額の十分の一を超えては、という。)九一条の規定が適用されて、本の減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を規定して、別表(して、別表(して、別表(して、のの金額を控除のであるがら、本件減給処分は、のであるが、の一ののであるが、の一のの金額は、ののののである。ののであり、その半額は、ののののである。ののである。ののであるが、る日ののであるが、別表(一)ののいるのである。のは、本件減給処分当時、現実に支払を受けた賃金総額は金一六八円であるが、、同日の一の金額は金一六八円であるから、同人に対して、の一の分の一の金額は金一六八円であるから、同人に対して、の一の分の一の金額は金一六八円であるから、同人に対して、一〇分の一の金額は金一六八円であるから、同人に対して、一〇分の一の金額は金一六八円であるから、同人に対して、一〇分の一の金額は金二〇三三円から金一六八円を控除した一八八円を担対の分に基づく対象金二〇三三円から金一六八円を控除した一八八円を対象のである。

4 原告らに対し労基法九一条が適用される根拠

- (一) 原告らは、公共企業体等労働関係法(以下「公労法」という。)二条二項 二号所定の一般職に属する国家公務員であるが、国公法上の国家公務員ではない。 従つて、原告らには、同法及び同法に基づく人事院規則(以下「規則」という。) の適用はない。即ち、
- (1) 原告らは、別表(一)の(2)欄記載のとおり林野庁に属する職員らのう

ち行政機関の定員に関する法律(昭和二四年法律一二六号)一条に規定する職員 (以下「定員内職員」という。)以外の職員(以下「定員外職員」という。なお定 員内職員であつた者で休職又は待命により、定員の外に置かれる者を除く。)のう ち国有林野事業作業員就業規則(以下「作業員就業規則」という。)の全面的適用 を受ける「常用作業員」又は「定期作業員」であつて、原告らに対しては、雇用期 間が二箇月とされるのをはじめ、その雇用基準、休職等の任免に関する事項、勤務 時間、休日、休暇、賃金等、ことに賃金については日給、出来高制とされるなど各 般にわたり国有林野事業職員就業規則の適用を受ける定員内職員と異る劣位の処遇 がなされている。

- (2) また原告らは、国有林野事業独特の「作業員」制度に基づいて任用されている特殊な国家公務員であつて、原告らに対する任用形態は、国家公務員の任用に関する国公法五九条、六〇条の各規定が定めるいずれの任用形態にも該当しない。しかも林野庁自体も原告ら「作業員」に対しては、定員内職員に課されている営利企業への就職、兼務の許可(規則一四一八)、職員の服務の宣誓(規則一四一六)等を課していないし、また国公法上の分限、保障等の規定の適用をも排除しているのであつて、原告らには国公法を適用せず、もつぱら作業員就業規則をもつて原告らを規律しようとしているのであつて、これから見ても原告らが国公法上の国家公務員でないことは明らかである。
- (3) なお、被告は、原告らが規則八一一四(非常勤職員等の任用に関する特例)に基づき任用された非常勤職員であり国公法上の国家公務員であると主張するけれども、国公法は、通常の任用と臨時的任用を定めているのみであつて、非常勤職員制度は全く予定していないのみならず、人事院も、後記のとおり公労法の適用を受ける職員に対し人事行政の一般的権限を有せず、従つて、人事院が制定した右規則は公労法の適用を受ける原告らには適用されないのであるし、作業員就業規則の施行が昭和三〇年四月一日であり、他方、右人事院規則の施行が同年九月一日である点からみても原告ら「作業員」が規則に基づく非常勤職員として任用されたものでないことは明らかである。
- (二) 原告らが国公法上の国家公務員であるとしても、公労法の適用を受ける原告ら現業公務員は、次のとおり公労法四〇条一項により国公法第一次改正以前と同じ法的地位を有し、原告らの労働条件については労基法が優先して適用され、少なくとも減給処分については同法人一条の規定が適用される。
- (1) 制定当時における国公法(昭和二二年法律一二〇号、昭和二三年七月一日施行)は、同法二条三項一二号で「現業庁、公団その他これに準ずるものの職員で 法律又は人事委員会規則で指定するもの」を特別職と定め、同条四項で「この法律 の規定は、一般職に属するすべての職に、これを適用する。」と定め、更に同条五 項では「この法律の規定は、この法律の改正法律により、特段の定めがなされない 限り、特別職に属する職には、これを適用しない。」と定めていたため、特別職であった現業庁の職員等に対しては、全面的に労基法が適用されていたところ、昭和 三年七月七日付マツカーサー元帥の内閣総理大臣あて書簡及びこれに基づき昭和 ニ三年七月三一日に公布施行された政令二〇一号に引きつづく国公法第一次改正 (昭和二三年法律二二二号、同年一二月三日施行)によつて、国公法二条三項一 号の規定が削除された結果、現業庁等の職員も一般職に組み入れられ、かつ、右第 一次改正法により同法附則一六条「労働組合法(昭和二〇年法律五一号)、 係調整法(昭和二一年法律二五号)、労働基準法(昭和二二年法律四九号) 、労働関 (中 略)並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。」との規定を新設するにいたつたが、同時に第一次改 正法は、その附則(以下「第一次改正法附則」という。)三条で「一般職に属する 職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、国家公務員法の精神にてい 触せず、且つ、同法に基づく法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範 囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基づく命令の規定を準用す る。」と定めるにいたつた。一方、日本国有鉄道及び日本専売公社の職員の労働関係を規律対象とした公共企業体労働関係法は、昭和二三年一二月二〇日法律二五七号をもつて公布され、昭和二四年六月一日施行されるにいたつたが、その後労働関 係調整法等の一部を改正する法律(昭和二七年法律二八八号)によつて公共企業体 労働関係法を改正し、国有林野事業、郵政事業等国の経営する企業に雇用されたい わゆる現業庁の職員と当時新設された日本電信電話公社の職員の労働関係をもその 規律対象に加え(公労法二条)、同時に、現業庁に勤務する一般職に属する職員の

職務と責任との特殊性に基づき国公法附則一三条所定の同法の特例として設けられ

た公労法四〇条一、二項の規定において、右現業庁の一般職職員に対しては、国公法附則一六条、第一次改正法附則三条の規定の適用を除外するにいたため、、第庁の一般職職員は、前記第一次改正法以前の状態、即ち、労基法等が完全に「これる状態に復帰したというべきである。なお、国公法の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し又はてい場では、国の法律の規定が、優先する。」旨定めているが、国公法がに国公法がにある。」「当定の表別に対し国公法が、国公法が、国公法制定後に制定される他の法律の規定に対し国公法の規定を優先のであったのに設けられた規定とはいえないのである法律一条二項、国家公務員の職階制に関する法律一条二項、国会法の法とはのである法律一条二項、恩給法八二条ノニの各規定のような特別の定り国公法に対し後、の遺伝の、といたの大き、前記のようにその適用の復活により国公法に対し後、の遺係に立つにいたの大きは明らかである。

- (2) また、公労法四〇条一項一号は、現業公務員に対して国公法三条二項、八四条二項の各規定の適用を排除し、公労法八条一項の規定において懲戒の基準に関する事項を団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる旨定めているのであつて、このことは、人事院が現業公務員の懲戒について何ら関与しない趣旨を明らかにしたものに外ならないから、右趣旨に抵触する国公法関係法規はすべてその適用が排除されるというべきである。従つて、この点からも現業公務員に対する懲戒については労基法が適用されるべきである。

 国公法一六条の「その所掌事務について法律を実施するため」に定めたものと解する外はなく、人事院が中央人事行政機関としての一般的権限を有しない原告ら現業公務員については右規定の適用がなく、労基法九一条の規定が適用されると解すべきである。

(三) 国公法違反

国公法第三章官職の基準の規定は、同法二条所定の一般職の国家公務員について定めたものであるが、すでに述べた(前記4(一)(2))とおり原告ら「常用作業員」「定期作業員」の任用については、国公法上に定めがなく、また国の他の業職員とは異なり、国有林野事業独特の「作業員」制度に基づく「期限付任用」という特殊な国家公務員であつて、原告らは、一般職の国家公務員であるとされるといる、国公法上の分限、保障その他の規定の適用を除外されているものとして、ものといる。従つて、原告らに対し、原告らが他の国公法上の一般職の国と記した。原告らに対し、原告らが他の国公法上の一般職の国会公務員と同じ地位、身分にあるものとして、規則一二一〇・三条の規定に基づいるの表別にある。

(四) 信義則違反及び処分権の濫用

林野庁当局が原告ら「作業員」を定員内職員と差別して冷遇し、国公法の適用を拒否しておきながら、懲戒処分をなす場合についてのみ国公法或いは規則一二一〇の適用があるとして、これに基づき労基法九一条所定の制限を超える減給処分をなすことは、信義則違反若しくは処分権の濫用として違法である。

では、信義則違反若しくは処分権の濫用として違法である。 更に、林野庁は、安価な労働力の獲得と恣意的労務管理の要求を満足させることのみを目的として、すでに述べたように独特の制度としての「作業員」制度を頑迷に採用しつづけているのであつて、しかも原告ら「作業員」の職務内容及び作業の実態が私企業に雇用される林野事業労働者の場合と異るところがなく、ただ使用者が国の企業か私企業かの違いにすぎないのに、原告ら「作業員」を私企業と異なった規律に服させなければならない合理的理由は全くないのであつて、これらからしても、労基法九一条所定の限度を超える被告の本件減給処分は、信義則に反し又は処分権の濫用として、違法である。

処分権の濫用として、違法である。 (五) 原告らは「規則ーニー〇・三条の減給に関する規定は労基法九一条所定の制限をこえるので減給処分については労基法九一条の制限内において行わなければならない」との解釈を持していた林野庁当局との間において右解釈を雇用契約の内容として雇用されたものである。従つて、右の契約に基づく雇用条件を原告らの同意なくして一方的に変更し、労基法九一条の規定する制限を超えて減給処分を行うことは違法である。

- 5 以上のとおりであつて、本件減給処分は、労基法九一条所定の制限を超える限度において無効であるから、原告らは、被告に対し別表(一)の(6)欄記載の金員及びこれに対する弁済期経過後の昭和四六年一〇月一三日以降完済まで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。
- 二 請求原因事実に対する認否並びに被告の主張
- 1 請求原因1及び2の事実は認める。
- 2 同3の事実中、本件減給処分時における原告らの平均賃金の一日分が別表 (一)の(3)欄、その半額が同表(4)欄各記載のとおりであつたこと、原告A が本件減給処分当時支給を受くべき賃金が金一六八八円であつたこと、以上の事実 は認める。
- 3 同4 (一) の事実中、原告らが、その主張にかかる定員外職員のうちの「常用作業員」又は「定期作業員」であつて雇用期間が二箇月とされるのをはじめ、雇用基準、休職等の雇用条件につきいわゆる定員内職員と異なる処遇がなされている事実は認めるが、その余の事実は争う。
- スは配めるが、での水の事人はすり。 4 同4(二)ないし(五)の主張は争う。
- 5 被告の主張
- (一) 原告らは、国公法附則一六条の規定に基づく規則八一一四によつて任用された一般職の国家公務員であるから、原告らに対しては国公法が適用される。
- (二) 公労法四〇条一項の規定の趣旨は、労働協約締結権を伴う団体交渉権を認められた現業公務員に対し、国公法中右団体交渉権の行使と矛盾若しくは抵触する諸規定の適用を排除することとし、その限度で新たに適用を排除することにした同法の諸規定を個々遂一掲記して、その余の国公法の諸規定については公労法の適用後も従前どおりに適用するものであることを明確にするとともに、労働組合法、労

働関係調整法、労基法等の一応の適用の確認をしているところにある。ところで労 基法は、労働者の労働条件等の保護につき規定した一般法であり、国公法は、その 対象を国家公務員に限定し、公務員の特殊性の故に公務員たる労働者保護につき積 極消極の面において異なる定めをした特別法であるので、公労法四〇条一項の規定 が、労基法等の適用を排除した国公法附則一六条及び労基法等の準用を定める第一 次改正附則三条の規定を排除したことは、単に右附則のない状態に戻したものであ つて、国公法が特別法として労基法に対する特例を規定した事項以外の事項につい 国公法附則一六条の規定で適用が排除されていた一般法としての労基法が復活 するというにすぎない。

従つて、原告ら現業公務員の勤務関係については、国公法において規律さ (三) れていない領域については労基法が適用されるが、国公法及び労基法がともに規定 している事項については、国公法が労基法の特別法であるから、国公法の規定が労 基法の規定に優先して適用される。これを減給処分についてみるに、労基法九一条 の規定が減給の制限について定めているが、他方、公労法四〇条一項の規定は、 事院の懲戒権を定めた国公法八四条二項の規定のみを適用除外するだけで、国公法 のその余の懲戒に関する規定の適用を排除するものではないから、原告ら現業公務 員についても右懲戒に関する規定が適用されるところ、国公法七四条二項の規定の 委任に基づいて定められた規則ーニー〇の減給の程度及び期間を定めた三条の規定 が労基法九一条の規定に優先して適用される。

以上のとおり、原告らに対し規則一二一〇・三条の規定が適用されるとこ ろ、本件減給処分は、いずれも同条所定の減給の制限内においてなされているので あるから、何ら違法な点はない。 第三 証拠(省略)

理 由

請求原因1及び2の事実については当事者間に争いがない。

そこで本件処分の適法性について検討する。

原告らが公労法二条二項二号所定の一般職に属する国家公務員であるが国公法 上の国家公務員ではないとする原告らの主張について見るに、いわゆる現業庁に勤務する職員に関する限りにおいて公労法と国公法との関係を見れば、公労法は、国公法二条所定の一般職に属する国家公務員のうちで現業庁に勤務する者を対象とし その労働関係を規律することを目的として制定された法律であることが、国公 法二条、公労法一条、二条の各規定に照らして明らかであり、公労法は国公法に対 して特別法としての地位を占めるものであるから、公労法上の国家公務員でありな がら国公法の国家公務員でないものなど、すでに観念する余地がないのみならず、成立に争いない甲第五八号証、乙第一一号証、証人Cの証言によつて成立を認め得る甲第五三号証によれば、原告らは、国公法二条二項所定の一般職に属する職員と して規則八一一四により任用された非常勤職員であることが明らかであるから、原告らのこの主張は、すでにその余の判断をするまでもなく採用の限りではない。 次に、原告らは、公労法四〇条第一項の規定により同法二条二項二号所定の現 業庁の職員に対する国公法附則一六条、同法第一次改正法附則三条の各規定の適用 が排除されるにいたつた結果、原告らに対する労基法の適用が復活した旨主張する

ので、この点について判断する。 (一) まず、労基法、国公法及び公労法の制定、改正の経過を右の判断に必要な限りにおいて見るに、労基法(昭和二二年法律四九号)は、その一部の規定をのぞき昭和二二年九月一日に、国公法(昭和二二年法律一二〇号)は、附則二条の規定 をのぞき昭和二三年七月一日に、それぞれ施行されたものであるが、国公法は、右 制定当初においては「現業庁、公団その他これらに準ずるものの職員で、法律又は 人事委員会規則で指定するもの」を特別職として同法の適用外においた(同法二条 一項、二項一二号、五項)。そのため、現行公労法二条二項所定の公共企業体及び 現業庁の職員に対しては、労基法が全面的に適用されていたのであるが、昭和二三 年七月二二日連合国軍最高司令官の内閣総理大臣あての書簡が発せられるに及び 政府は、直ちに「昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合国軍司令官書簡に伴 う臨時措置に関する政令」(昭和二三年政令二〇一号)を公布施行して、公務員の 団体交渉権を否定し、かつ争議行為を禁止し、次いで、国公法第一次改正法(昭和 二二号)を同年一二月三日に施行し、右改正法において、国家公務員 の団体交渉権の否定及び争議行為禁止規定を国公法に折込むと同時に、現業庁及び 公団の職員を一般職の国家公務員に組入れて同法の適用対象とし、更に同法附則一 六条の規定を追加して一般職の国家公務員に対する労基法及び同法に基づき発せら れる命令の適用を全面的に排除し、第一次改正法附則三条として「一般職に属する 職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、国家公務員法の精神にてい 触せず、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲 内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。」 旨規定するにいたつた。

(二) 他方、公労法(昭和二二年法律二五七号、当時の法律名は「公共企業体労働関係法」)は、その後成立した日本専売公社法(昭和二三年法律二五五号)及び日本国有鉄道法(昭和二三年法律二五六号)とともに、昭和二四年六月一日に施行されたものであつて、当時は、右の公共企業体の職員の労働関係を規律対象としていたのであるが、平和条約(昭和二七年条約五号)の締結を前にして発せられた連合国軍最高司令官の声明に依拠した労働関係調整法の一部改正法(昭和二七年法律二八八号)は、公労法の一部を改正し、公労法の名称を現行法どおり改めたほか、当時設立された日本電信電話公社の職員の労働関係をもその規律対象に加え、国公法附則一三条に基づく特例として公労法四〇条の規定を新設し、日本電信電話公社、田和二七年法律二五〇号)とともに昭和二七年八月一日に施行されるにいたつた。

(三) 以上の事実は、当裁判所に職務上顕著な事実であり、国公法が労基法に対して、いわゆる特別法の関係に立つ法律であることは、両法の立法趣旨(労基法一条、制定当初の国公法一条)はもとより、国公法第一次改正法が「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し又はてい触する場合には、この法律の規定が優先する。」(現行国公法一条五項)旨の規定を附加し、これを確認していることによつても明らかであるし、公労法が国公法に対して特別法の関係に立つものであることは、すでに述べたとおりである。

(四) そして、以上の立法の経過にかんがみれば、前記労調法の一部改正法の施行により公労法四〇条一項の規定が発効するまでは、現業庁の職員の労働関係については、労基法は適用されず国公法及び同法に基づく法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない限度で労基法その他の法令の規定が準用されていたにすぎないことが明らかであり、公労法四〇条一項は、右の労基法の不適用等を定めた国公法附則一六条及び同法第一次改正法附則三条の規定を現業庁の職員に対しては適用しない旨規定するにいたつたのであるから、この点だけを見れば、成程原告らが縷々主張するように公労法四〇条の規定の新設により、現業庁の職員に対する法律関係は、国公法第一次改正法施行以前の状態に復元され、再び労基法が全面的に適用されるにいたつたと見られないでもない。

然しながら、宗子では、不のように、 一方ながら、第一項は、不各に、 一方ながら、第一項は、不各に、 一方ながら、第一項と、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方に、 員に対し労基法の適用の余地が生じたのは、その事項に関して国公法又は公労法に 規定のない場合に限られるのが当然であつて、原告らが主張するように、公労法四 〇条一項の規定の新設によつて、現業庁の職員に対する労基法の適用が全面的に復 活したと解釈することはできないし、また国公法と労基法の関係が右のとおりであ る以上、一事象に対して右の両法律の規定が競合して適用され、その間に矛盾抵触 を生ずる余地などあり得るはずがないのであるから、原告らが主張するように国公 法と労基法の規定の間に、前法後法の関係を生ずる余地もないのである。

そして、これを現業庁の職員に対する懲戒の関係において見るに、労基法は広く 事業に使用される労働者を保護するために最低限度の労働条件等を規定した一般法 であり、他方、国公法は、その対象を国民全体の奉仕者である公務員に限定し、公 務員に適用すべき各般の根本基準を確立し、公務員がその職務遂行に当り、最大の 能率を発揮し得るように、民主的な方法で選択され、且つ指導されるべきことを定 め、もつて国民に対し公務の民主的且つ能率的な運営を保障する目的で制定された ものである。私企業における懲戒制度の目的は、主として職場規律ないし企業秩序 の維持にあり、しかも労基法は、同法八九条一項九号の規定で懲戒の種類、事由、 程度が就業規則において定められることを予定しているため、同法九一条の規定において減給の程度について制限しているにすぎないが、公務員関係における懲戒制 度は、その地位の特殊性から、公務員に対し、信用失墜行為の禁止、政治的行為の 制限、私企業からの隔離、他事業等への関与禁止等種々の服務義務を課すととも に、国公法八二条の規定において、免職、停職、減給、戒告の制度を定め、さら に、規則一二一〇で公務員の懲戒について詳細に規定し、公務員秩序維持の観点か ら厳格な態度で臨んでいるものであり、公務員関係の懲戒制度は私企業のそれとは 本質的に異るものであって、それ自体が公務員制度と密接不可分の関係にあるというべきであるのみならず、公労法四〇条一項も、前記のように人事院の懲戒権限に関する国公法八四条二項の規定は、現業庁の職員に適用しない旨規定するが、一般 職の国家公務員の懲戒に関する同法七四条、八二条、八三条、八四条一項及び八五 条の各規定の適用は排除していないのであるから、これらの規定は、すべて当然現 業庁の職員にも適用されるのであるし、しかも、国公法七四条一項は「すべての職 員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。」とし、同条二項 で「前項に関する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除 いては、人事院規則でこれを定める。」と規定し、懲戒の具体的基準について規則 に委任することを明言し、右委任に基づいて規則一二一〇が制定されているとこ ろ、同規則三条は「減給は、一年以下の期間、俸給の月額の五分の一以下に相当す る額を、給与から減ずるものとする。」旨定めているのであつて減給について、右 のごとく国公法七四条二項の規定の委任に基づいて規則一二一〇・三条の規定で定 められている以上原告らが主張するように、この関係において労基法九一条の規定 の適用される余地はない。

以上のとおりであるから、公労法四〇条一項の規定の存在を前提とする原告らの主張はすべて理由がない。

めるものであり、同条で国公法附則一六条の規定の適用を排除している趣旨によれば、労基法九一条の規定は、規則一二一〇・一条所定の「法附則一三条の規定に告別しては適用されない旨主張する。たしかに、規則一二条の規定によりましては適用されない旨主張する。たしかに、規則第一三条の規定により法との規定をもつて別段の定めをした場合を除き、この規則の定めるところにあり、規定しているが公労法四〇条の規定の立法趣旨はすでに述べたとおりであり、もし、原告らが主張するとおりであるとすれば、同条の規定により国公法とのし、原告らが主張するとおりであるとすれば、これを排除していないことに見たとおりであるにかかわらず、これを排除することはであるにかから、同告らの右主張は失するに対しないように解釈することはできないから、原告らの右主張は失当であるといればならない。

3 以上のとおり、原告ら現業庁の職員に対する減給処分については国公法の規定及びこれに基づく規則一二一〇・三条の規定が適用されるところ、本件減給処分は、いずれもこれらの規定に基づき、その所定の範囲内でなされていることは明らかである。

三 次に、本件減給処分の国公法違反及び信義則違反ないし処分権の濫用の主張に ついて検討する。

2 次に、原告らの信義則違反ないし処分権の濫用に関する主張について検討するに、前掲甲第五八号証、乙第一一号証に弁論の全趣旨を綜合すれば、なるほど定員内職員と異なり「常用作業員」の雇用期間は、形式的には有期(二箇月)とされてはいるが、右の雇用期間は例外なしに更新され、実質的には期間の定めのない終身雇用であり、また「定期作業員」は毎年一定の期間を定めた雇用であるが、林野庁は昭和三七年一一月一六日に全林野労働組合との間で取交した約定に従い、「定期作業員」が期間満了により一旦退職しても、当該営林署の事業実行上の事情が同様であれば、翌年度も当年度に雇用した者を優先的に雇用することが確認されており、また解雇に関しては、国公法七八条四号に定める場合を除いて同条の規定の適

用があって、定員内職員と同様の身分保障があること、更に賃金制度についても 基本賃金を日額とする点において定員内職員と別異の取扱をされるほかは「国の経 営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」によつて一般職の職員の給与 に関する法律の適用を受ける国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情 を考慮して定めることとされ、これに従つて公労法八条の規定により労使の協議により決定されることになつており、賃金の額が団体交渉によつてまとまらないとき その他労使間において意見の一致をみない場合には、公労法第六章の定めるところ により公正妥当な解決が図られるべきものとされているほか、各種の協約によつて 夏期、年末、年度末の各手当、扶養家族手当、寒冷地、薪炭購入の各特別給等各種 の手当を支給されることとされており、更に雇用期間の満了した「定期作業員」に対しては、国家公務員等退職手当法あるいは本件減給処分当時施行の失業保険法が 適用されて、退職手当あるいは失業保険金が支払われることになつていること、ま た休日ないし休暇制度については、定員内職員に対して与えられる有給休暇が年間 二〇日であるのに対し、「常用作業員」に与えられるそれが勤続年数に応じて年間 一〇日ないし二〇日であり、また「定期作業員」に対して与えられるそれが雇用期間内に九日にすぎない点を除けば、原告ら「常用作業員」及び「定期作業員」に適 用される作業員就業規則及び昭和四四年四月に林野庁と全林野との間で締結された 「国有林野事業の作業員の週休日および作業休日に関する覚書」により、定員内職 員と同じく原則として毎日曜日が週休日とされ、更に祝日も休日とされているほ か、一ケ月につき二日の作業休日が設けられており、更に定員内職員と同じく八時 間労働制が確立していること、以上の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。そして右事実によれば、原告ら定員外職員は、雇用期間、身分保障、賃金、休日等の労働条件において定員内職員より若干不利益な取扱を受けていることは否め ないが、右程度の不利益は、職務内容、労働形態等の差異に伴うやむを得ないもの というべきであつて、信義誠実の原則に反するほどの不利益とは認められないのみ ならず、原告らに対しては、公労法四〇条一項等の国公法附則一三条所定の定めを した規定を除き、国公法の諸規定が適用されるのであつて、単に国公法の懲戒の規 定のみが適用されるものではないから、原告らの処遇について、林野庁のいわゆる 定員内職員と異る定めがなされていることをもつて、規則一二一〇・三条の規定に 基づく本件減給処分が信義誠実の原則に反するものないしは処分権の濫用であると することはできず、原告らの右主張は失当である。

五 以上のとおり、原告らの本訴請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九三条本文の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 原島克己 福井厚士 仲宗根一郎) (別表省略)